

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成十九年四月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 （氏 名） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
ヒカリ石油株式会社	広島市東区戸坂千足二丁目 七番三四号	平成一九年三月三十一日